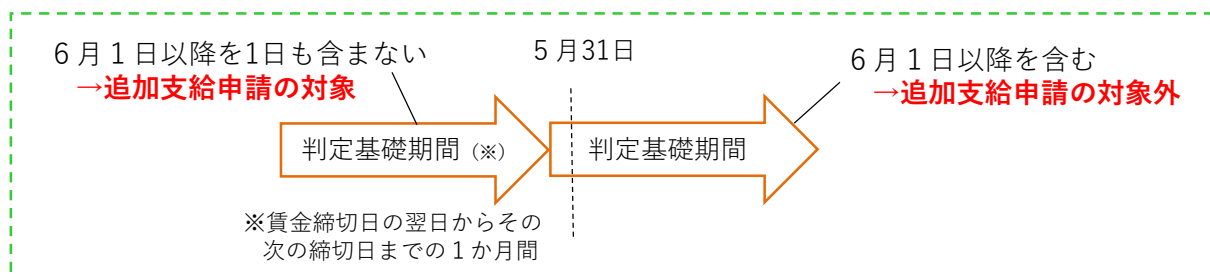


地域特例に係る追加支給申請について

地域特例では、**令和3年4月23日**に発令された緊急事態宣言対象地域に関する特例を遡及して適用することから、追加支給申請を受け付けます。緊急事態措置を実施すべき期間を含む判定基礎期間について、既に支給決定を受けた事業主の方々は、追加支給申請が必要かご確認下さい。

● 以下のケースに該当する場合、**追加支給申請の手続きが必要となります。**

- ① 緊急事態措置を実施すべき期間を含む判定基礎期間について、既に、特例を利用せずに支給決定を受けている
- ② 上記①の内容が、地域特例に関する支給要件を満たしている
- ③ 上記①の内容の判定基礎期間の末日が令和3年5月31日以前である



● 追加支給申請の期限は、A又はBのうち遅い日付となります。

A : **令和3年7月31日まで** B : **支給決定日の翌日から2か月以内**

● 次の書類をご提出ください

「追加支給申請に係る申出書(様式)」、「支給要件確認申立書(様式)」、「支給申請書(様式)」、
「助成額算定書【要請等対象施設/要請等対象施設以外】(様式)」、
「休業等実績一覧表【要請等対象施設/要請等対象施設以外】(様式)」、
「支給決定通知書」、「休業させた日や時間がわかる書類(対象労働者を増やした場合)」
「要請等対象施設の所在地、その施設における対象労働者を確認できる書類」

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局およびハローワークまでお問い合わせ下さい。

学校等休業等助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

<詳しくはこちら>

